

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定

支援業務

公募型プロポーザル方式実施要領

令和4年3月

大泉町

## 目次

1	趣旨	2
2	業務の目的	2
3	業務内容	2
4	履行期間	2
5	業務場所	3
6	予定価格	3
7	選定方法	3
8	公募型プロポーザル方式の採用の具体的な理由	3
9	参加資格	3
10	参加の制限	3
11	スケジュール	4
12	質問の受付及び回答	4
13	参加申込の方法について	5
14	提案書等の提出	5
15	プロポーザルの辞退	6
16	事業者選定のプレゼンテーション	6
17	審査方法	6
18	優先契約交渉事業者の公表	7
19	契約に際しての留意事項	7
20	その他の留意事項	7
21	書類提出及び問合せ先	8

### (資料)

- 質問書【様式第1号】
- プロポーザル参加意向表明書【別記様式第1号】、  
参加資格確認書【様式第2-1号】、誓約書【様式第2-2号】
- 企画提案書（委託①）【様式第3号】、企画提案書（委託②）【様式第3号】
- 見積書（委託①）【様式第4-1号】、見積書（委託②）【様式第4-1号】、  
内訳書（委託①）【様式第4-2号】、内訳書（委託②）【様式第4-2号】
- 辞退届出書【様式第5号】
- 大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務プロポーザル  
評価基準表

## 1 趣旨

本要領は、「大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務（以下、「本業務」という。）の委託にあたり、受託事業者を特定するために実施する公募型プロポーザル方式による選定手続きに関して必要な事項を定めるものです。

## 2 業務の目的

本業務は、以下について策定することを目的とします。

- (1) 大泉町環境基本条例に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「大泉町環境基本計画」を策定すること。  
なお、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」についても、「大泉町環境基本計画」に内包する形で策定する。
- (2) 本町の「ゼロカーボンシティ宣言～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～」の実現に向け、具体的で効果的な取組を検討すること等を内容とする「大泉町脱炭素シナリオ」を策定すること。

## 3 業務内容

業務内容は、下記の2業務となります。なお、契約については、大泉町脱炭素シナリオ策定においては、令和4年度における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（以後、「補助金」という。）を活用する予定のため、当該補助金申請を踏まえ、2業務をそれぞれ別契約とします。

- (1) 大泉町環境基本計画等策定支援業務（以下「委託①」という。）  
大泉町環境基本計画、地方公共団体実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画については、大泉町環境基本計画等策定業務仕様書（別紙1）のとおり。  
なお、計画策定においては、大泉町脱炭素シナリオ策定業務における調査検討結果等を適切に反映し、整合性を図ることとする。
- (2) 大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務（以下「委託②」という。）  
大泉町脱炭素シナリオについては、大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務仕様書（別紙2）のとおり。

## 4 履行期間

委託①契約締結日から令和6年3月31日まで

委託②契約締結日から令和5年1月31日まで

※委託②のみ、補助金交付決定後に着手すること。

## 5 業務場所

委託①、委託②ともに大泉町内

## 6 予定価格

委託①		3,955,600円(税込)
内訳	令和4年度	1,210,000円(税込)
	令和5年度	2,745,600円(税込)
委託②	令和4年度	10,802,000円(税込)

※上記委託別、年度別の各金額は支払上限額です。

## 7 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者の場合でも実施します。

## 8 公募型プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務は、環境全般にわたる広い知見かつ専門的な技術を要する業務であるため、公募型プロポーザル方式により、価格のみならず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行います。

なお、委託②における調査検討結果等は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む環境基本計画に適切に反映させることから、これら両業務は一体的であり、整合性を図る必要があることから、同一の事業者において委託の上実施します。

## 9 参加資格

参加の資格を有する者は次に掲げるすべての要件を満たしている者としてします。

- (1) 国及び地方公共団体等の環境基本計画、地方公共団体実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画、脱炭素シナリオの策定支援業務またはこれに類似する業務実績を過去5年以内において有すること。
- (2) 大泉町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること（参加申込時点の登録状況で判断します）。

## 10 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 参加申込書提出時点において、大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱及び物品購入等業者指名停止等措置要綱による一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

- 7号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (4) 暴力団の構成員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員や暴力団の構成員をいう。以下同じ。)又はその統制の下にある法人
- (5) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はその統制の下にある法人

## 1.1 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとします。

項目(内容)	日程
提案書作成に係る質問の受付	令和4年4月1日(金)～ 令和4年4月8日(金)
質問の回答日	質問書受理～令和4年4月14日(木)
参加申込の期限	令和4年4月19日(火)
参加資格確認結果通知書発送	参加申込の期限後
提案書の提出期限	令和4年4月26日(火)
プレゼンテーション等日程通知発送	令和4年4月27日(水)
プレゼンテーション等開催	令和4年5月9日(月)以降
結果通知発送及び契約締結	プレゼンテーション等開催後

## 1.2 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に関するものとし、審査(評価)に係る質問は一切受け付けません。

- (1) 受付期間 令和4年4月1日(金)から令和4年4月8日(金)午後5時15分まで。
- (2) 受付方法 質問書(様式第1号)を使用し、都市建設部環境整備課宛に直接持参、FAX、電子メールによる。  
※持参の場合は、受付期間の開庁日(土・日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受付。郵送の場合は必着。
- (3) 回答方法 質問があった場合は、質問を取りまとめ、質問者の名称等を伏せたうえで、町ホームページへの掲載により回答します。  
※回答は、町ホームページ>トップページ>くらし・手続き>環境・公園>環境保全・環境対策 内に掲載します。

### 1.3 参加申込の方法について

- (1) 受付期間 令和4年4月1日（金）から令和4年4月19日（火）  
午後5時15分まで
- (2) 提出場所 都市建設部環境整備課
- (3) 提出方法 持参または郵送（簡易書留郵便に限る）  
※持参の場合は、受付期間の開庁日（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受付。郵送の場合は必着
- (4) 提出書類 ・参加意向表明書（別記様式第1号）  
・参加資格確認書（様式第2-1号）、誓約書（様式第2-2号）
- (5) 結果通知 参加意向表明書提出者へは、参加資格確認結果通知書を送付します。

### 1.4 提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和4年4月26日（火）午後5時15分まで
- (2) 提出場所 都市建設部環境整備課
- (3) 提出方法 持参または郵送  
※持参の場合は、提出期間の開庁日（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受付。郵送の場合は必着。
- (4) 提出書類

#### ①企画提案書（任意様式）

作成にあたり、表紙として企画提案書（委託①）、企画提案書（委託②）（様式第3号）を使用し、A4判縦横自由、20ページ程度まで、各ページにページ番号を附してください。また、仕様書を参照し、次の各項目は必ず記述してください。

- ア 提案概要
- イ 業務の実施方法
- ウ 業務の実施体制
- エ スケジュール等
- オ 貴社の会社情報、業務実績

※記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に説明を記述すること。

#### ②見積書（委託①）、見積書（委託②）（様式第4-1号）作成にあたり、内訳書（委託①）、内訳書（委託②）（様式第4-2号）を使用し、項目ごとにできるだけ詳細に記載してください。

※様式に則り委託①、委託②ごとに別けて見積書、内訳書を作成してください。  
なお、委託①については、年度ごとの内訳がわかるようにしてください。

- (5) 提出部数 企画提案書及び見積書並びに内訳書を1セットとし、6部提出してください。

#### 1.5 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加意向表明書を提出後、辞退する場合は辞退届出書(様式第5号)を提案書の提出期間内に都市建設部環境整備課へ提出してください。なお、辞退に際し、今後のその他の業務において不利益を受けることはありません。

#### 1.6 事業者選定のプレゼンテーション

企画提案書等に基づき、事業者選定のプレゼンテーションを実施いたします。

##### (1) 実施方法

- ① 1者につき40分程度(説明25分以内、質疑15分以内)を予定しています。
- ② プレゼンテーションの日時、場所は別途通知いたします。
- ③ プレゼンテーションの順番は、「1.4(4)提出書類」の提出順とします。

##### (2) その他

- ① 事前に提出された「1.4(4)提出書類」を用いて行うこととし、当日の資料の差し替え及び追加は一切認めません。
- ② 参加しない場合は、辞退したものとし、企画提案書は無効とさせていただきます。
- ③ 審査の出席者は、契約の相手方となった場合に業務の責任者となる者とし、入室は3名以内とします。
- ④ パワーポイント等使用可とします。使用する参加者は、事前に都市建設部環境整備課へ連絡してください。スクリーンやプロジェクターは本町で準備しますが、パソコンは参加者が準備してください。

#### 1.7 審査方法

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会において審議し、業務の内容に最も適すると認められる事業者を選定します。

##### (1) 審査会の構成

下表の職に就くものをもって充てます。

会長	都市建設部長
副会長	環境整備課長
委員	環境整備課環境整備係長、環境整備課環境整備係員
審査会委員数	4人

## (2) 評価基準

提出された提案書及びプレゼンテーション等の内容について、資料「大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務プロポーザル評価基準表」に基づき、審査会委員の評価点の合計点を競う方式により実施いたします。

## (3) 選定

審査の結果、総合点数の最も高い者を優先契約交渉事業者とします。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位事業者と契約の交渉を行うものとします。

## (4) 結果通知

選定結果は、結果通知書によりすべての参加者に通知いたします。なお、結果についての理由を不服とした意見を申し立てることはできません。

## 1.8 優先契約交渉事業者の公表

優先契約交渉事業者の名称については、町ホームページで公表します。

※公表については、町ホームページ>トップページ>くらし・手続き>環境・公園>環境保全・環境対策 内に掲載します。

## 1.9 契約に際しての留意事項

契約時における仕様書は、契約事業者の提案内容や補助金公募要領等に応じて、契約事業者と町が協議し、一部変更する場合があります。

なお、委託②に係る業務については、補助金の採択を受けた場合のみ実施します。採択の状況（補助金交付額と提案時の見積額との差異が生じた場合や補助金不採択の場合）によっては、業務内容（委託②の5）を一部変更し、町が提示する予算の範囲内で業務を実施します。

## 2.0 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出については、1業者1提案までとします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とします。
- (4) 提出後の提出書類の記載内容の変更は原則認めません。
- (5) 大泉町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等で必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開できるものとします。
- (6) 参加者は、提出書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (7) 参加等に要する一切の費用は、参加者の負担となります。
- (8) 仕様書は当該業務に関して基本的な事項を示したものであるため、その他必要



と考えられるものについては、適宜、創意工夫をして提案してください。

## 2.1 書類提出及び問合せ先

事務局：大泉町都市建設部環境整備課

住 所：〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

大泉町役場

電 話：0276-63-3111

FAX：0276-63-3921

メールアドレス：kankyo@town.oizumi.gunma.jp

# 資 料

# 質 問 書

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務にかかる質問書

会社名：

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

質問項目 (要領、仕様書等の頁番号記入)	質問内容

- ・質問の提出期限を厳守してください。令和4年4月8日（金）午後5時15分必着
- ・提出は、直接持込、FAX、電子メールによるものとします。下記アドレスまで送信してください。  
FAX：0276-63-3921      メールアドレス：kankyo@town.oizumi.gunma.jp（大泉町環境整備課）
- ・事業者からの全質問に対する回答は、町ホームページ（トップページ>暮らし・手続き>環境・公園>環境保全・環境対策 内）に掲載します。
- ・電話及び口頭による質問は受け付けません。
- ・書式はこの型式に準拠し、必要項目を充足して提出してください。

別記様式第1号（第10条関係）

年 月 日

大泉町長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

プロポーザル参加意向表明書

次の業務について、プロポーザルに参加します。

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
ファックス

令和 年 月 日

大泉町長 村 山 俊 明 様

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務参加資格確認書

所在地

会社名

代表者名

⑩

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務に係る提案参加資格（大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務公募型プロポーザル実施要領P.3「9 参加資格」）について、下記の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- （1）国及び地方公共団体等の環境基本計画、地方公共団体実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画、脱炭素シナリオの策定支援業務またはこれに類似する業務実績を過去5年以内において有すること。
- （2）大泉町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

令和 年 月 日

大泉町長 村 山 俊 明 様

誓 約 書

所在地

会社名

代表者名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合は、大泉警察署に照会することについて承諾します。

記

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

## 企 画 提 案 書 ( 委 託 ① )

業 務 名 : 大泉町環境基本計画等策定支援業務

標記業務について、下記の書類を6部、添えて企画提案書を提出します。

### 記

- 1 企画提案書（委託①）（様式第3号）
- 2 企画提案書（任意様式）
- 3 見積書（委託①）（様式第4-1号）、内訳書（委託①）（様式第4-2号）

令和      年      月      日

大泉町長    村 山 俊 明    様

住      所

商号又は名称

代表者の氏名

## 企 画 提 案 書 ( 委 託 ② )

業 務 名 : 大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務

標記業務について、下記の書類を6部、添えて企画提案書を提出します。

### 記

- 1 企画提案書（委託②）（様式第3号）
- 2 企画提案書（任意様式）
- 3 見積書（委託②）（様式第4-1号）、内訳書（委託②）（様式第4-2号）

令和      年      月      日

大泉町長    村 山 俊 明    様

住      所

商号又は名称

代表者の氏名



大泉町長 村 山 俊 明 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

## 見 積 書 ( 委 託 ① )

業 務 名 大泉町環境基本計画等策定支援業務

見積金額 \_\_\_\_\_ 円  
(消費税及び地方消費税を含む)

※見積金額の詳細を別途添付してください。(様式第4-2号)

大泉町長 村 山 俊 明 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

## 見 積 書 ( 委 託 ② )

業 務 名 大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務

見積金額 \_\_\_\_\_ 円  
(消費税及び地方消費税を含む)

※見積金額の詳細を別途添付してください。(様式第4-2号)

# 内 訳 書 ( 委 託 ① )

【様式第4-2号】

大泉町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

1 業 務 名 大泉町環境基本計画等策定支援業務

2 積算内訳

区分・種別	単位	数量	金額(円)	摘要
<b>積算価格(消費税抜き)</b>				<b>入札金額(必ず一致すること。)</b>

- 【注意事項】
- ・内訳書は、必ずこの様式を用いることとし、表紙の添付は不要とする。
  - ・名称は、正しく記入すること。
  - ・積算価格は適正に積み上げ、「値引き、出精値引き、調整、切り捨て、改め等 △〇〇〇円」記載はしないこと。
  - ・積算価格は適正に積み上げ、計算ミス等をしないこと。
  - ・端数処理は、諸経費で行うこと。
  - ・積算価格は見積金額と必ず一致すること。積算価格を端数切捨てにより見積金額と一致させた場合は無効とする。
  - ・内訳欄が不足する場合は適宜、行を追加すること。
  - ・その他、本業務公募型プロポーザル方式実施要領の記載事項を遵守すること。
- 上記の注意事項に違反した場合は、失格又は無効の扱いとするので注意すること。**

# 内 訳 書 ( 委 託 ② )

【様式第4-2号】

大泉町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

1 業 務 名 大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務

2 積算内訳

区分・種別	単位	数量	金額(円)	摘要
積算価格(消費税抜き)				入札金額(必ず一致すること。)

**【注意事項】**

- ・内訳書は、必ずこの様式を用いることとし、表紙の添付は不要とする。
- ・名称は、正しく記入すること。
- ・積算価格は適正に積み上げ、「値引き、出精値引き、調整、切り捨て、改め等 △○○○円」記載はしないこと。
- ・積算価格は適正に積み上げ、計算ミス等をしないこと。
- ・端数処理は、諸経費で行うこと。
- ・積算価格は見積金額と必ず一致すること。積算価格を端数切捨てにより見積金額と一致させた場合は無効とする。
- ・内訳欄が不足する場合は適宜、行を追加すること。
- ・その他、本業務公募型プロポーザル方式実施要領の記載事項を遵守すること。

**上記の注意事項に違反した場合は、失格又は無効の扱いとするので注意すること。**

## 辞 退 届 出 書

業務名

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務

上記の大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務につきまして、都合により参加を辞退します。

令和 年 月 日

大泉町長 村 山 俊 明 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

### 【注意事項】

- この届けの提出により、今後のその他の業務において不利益を受けることはありません。
- この届けは、令和4年4月26日（火）午後5時15分までに提出してください。

大泉町環境基本計画等策定及び大泉町脱炭素シナリオ策定支援業務プロポーザル評価基準表

審査項目	評価の着目点	配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種又は類似業務を受託した実績があり、業務を適切に実行できるか</li> <li>・実績は何件か</li> </ul>	20
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行のために必要な人員等組まれているか</li> <li>・担当となる者の業務知識や保有資格、コミュニケーション能力</li> </ul>	20
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、関係法令や計画等の理解度</li> <li>・基礎情報の収集・分析・考え方・手法は効果的か</li> <li>・本町の現状や特性を反映した内容で提案されているか</li> <li>・施策について、方向性が明確かつ具体的で実現可能な内容で提案されているか</li> <li>・計画の取組を効果的・効率的に進められる内容で進捗管理手法が提案されているか</li> <li>・スケジュールは適切なものであるか</li> </ul>	50
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も安価な提案金額を10点とし、同提案金額を基準として、100千円ごとに1点減点する。</li> </ul>	10

【審査方法】

- ・上記の項目を審査員4人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。
- ・各審査員の合計を総合点（満点400点）とし、総合点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として選定します。
- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容」が高い点数の事業者を優先契約交渉事業者とします。
- ・「提案内容」も同点の場合は、審査員で協議し、優先契約交渉事業者を決定します。